

## 第 12 ヒートポンプ冷暖房機

### 1 用語の定義

- (1) ヒートポンプ冷暖房機とは、内燃機関によって冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルによって冷暖房を行うエアコンディショナーである。
- (2) 条例の適用範囲はヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の部分である。

### 2 条例の運用

条例によるほか、次によること。

- (1) 第 4 章. 第 1 節. 第 1 の規定を準用すること。
- (2) 条例第 10 条の 2 第 1 項第 2 号の「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と別構造とするか、又はスプリング、ゴム、砂及びコルク等により振動を吸収する措置をいうものである。
- (3) 条例第 10 条の 2 第 1 項第 3 号の「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいうものである。
- (4) 補助ヒーターを室内熱交換器に設ける場合については、温風暖房機の基準によること。
- (5) 条例第 10 条の 2 第 1 項第 3 号で規定する「防火上有効な構造」とは、次によること。
  - ア 排気筒の遮熱材料は、金属以外の不燃材料とすること。
  - イ 排気筒と周囲可燃性部分とは、接触しないようにすること。
  - ウ 排気口は、排ガスの熱により燃焼するおそれがある可燃物の付近に設けないこと。  
 なお、次の離隔距離を有すること。
- (7) 自然排気の屋外用ヒートポンプ冷暖房機の排気吹出し口にあつては、第 12-1 表の離隔距離をとること。(排気温度が 260℃以下のもの)

第 12-1 表

(単位mm以上)

離隔方向 吹出し方向	上 方	側 方	後 方	前 方
上 方	600	150	150	150

- (4) 強制排気の屋外用ヒートポンプ冷暖房機の排気吹出し口にあつては、第 12-2 表の離隔距離を取ること。(排気温度が 260℃以下のもの)

第 12-2 表

(単位mm以上)

離隔方向 吹出し方向	上 方	側 方	後 方	前 方
前 方 水 平	300	150	150	600
側 方 水 平	300	吹出し側 600 他 150	150	150
水 平 全 周	300	300	150	300
鉛 直 全 周	600	150	150	150
下 方 (延長トップ)	300	150	600	150